

第1章 滋賀県労働委員会の構成

1 概 要

都道府県労働委員会は、労働者の団結を擁護することおよび労働関係の公正な調整を図ることを任務として、労働組合法第19条の12および地方自治法第180条の5の規定に基づき、各都道府県が設ける行政委員会である。

当委員会は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員および使用者を代表する使用者委員各5名の計15名で構成されている。このうち労働者委員および使用者委員は、それぞれ県内の労働組合または使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員および使用者委員の同意を得て、いずれも知事から任命され、任期は2年である。

委員が任命され、委員会が構成されると、会務を総理する会長および会長の職務を代行する会長代理が公益委員の中から選挙される。

この他に委員会には、労働争議のあっせんを行うあっせん員候補者が置かれている。

また、委員会の事務を整理するため事務局が設けられ、事務局には会長の同意を得て知事から任命された事務局長以下必要な職員が置かれている。

委員会の職務権限の主なものは、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査、証明
- (2) 地公労法第5条第2項による認定、告示
- (3) 不当労働行為の審査、決定、命令
- (4) 労働争議のあっせん、調停、仲裁
- (5) 労働協約の拡張適用の決議
- (6) 争議発生届の受理
- (7) 公益事業における争議行為予告通知の受理
- (8) 労調法第37条違反に関する審査、処罰請求
- (9) 争議の実情調査
- (10) 個別的労使紛争のあっせん

以上のうち(1)、(2)、(3)、(5)および(8)は準司法的機能であり、このうち(5)を除いては公益委員のみで行う職務権限である。

2 沿 革

昭和21年（1946年）3月1日	旧労働組合法施行（中央労働委員会および地方労働委員会設置）
昭和21年（1946年）10月13日	労働関係調整法施行（あっせん、調停、仲裁等の規定明確化）
昭和22年（1947年）5月3日	日本国憲法施行
昭和24年（1949年）6月1日	現行労働組合法施行（労働組合の資格審査、不当労働行為の審査等が公益委員の専管事項へ変更）
昭和41年（1966年）4月30日	委員の任期が1年から2年に延長
平成12年（2000年）4月1日	地方分権一括法施行（地方労働委員会の事務が機関委任事務から自治事務へ変更）
平成13年（2001年）8月16日	個別的労使紛争のあっせん開始
平成13年（2001年）10月1日	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行
平成17年（2005年）1月1日	滋賀県地方労働委員会から滋賀県労働委員会へ改称
平成21年（2009年）10月	個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間開始
平成23年（2011年）10月	無料労働相談会（10月開催）開始
平成25年（2013年）6月	月例労働相談開始

3 委 員

令和6年は、第47期委員（令和5年4月1日付け任命）で運営された。

第47期滋賀県労働委員会委員名簿

（令和6年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職 等	経 歴	備 考
公 益 委 員	会長 吉 田 和 宏	弁護士	滋賀弁護士会会長	再
	会長代理 土 井 裕 明	弁護士	滋賀弁護士会会長	再
	中 岡 研 二	特定社会保険労務士	滋賀県社会保険労務士会会長	再
	奥 田 香 子	近畿大学法学部教授	近畿大学法科大学院教授	再
	中 睦	弁護士	滋賀紛争調整委員会委員	再
労 働 者 委 員	白 崎 直 樹	江若交通労働組合 執行委員長	江若交通労働組合 書記長	再
	大 西 省 三	U Aゼンセン滋賀県支部 支部長	U Aゼンセン群馬県支部 支部長	再
	白 木 宏 司	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 副会長	再
	榎 並 典 朗	ヤンマー労働組合 中央副執行委員長	ヤンマー労働組合 中央執行委員	新
使 用 者 委 員	中 作 佳 正	株式会社ナカサク 代表取締役社長	株式会社ナカサク 専務取締役	再
	緒 方 章 宏	東レ株式会社滋賀事業場 事務部長	東レ株式会社 三島工場 事務部長	新
	川 西 民 雄	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事	株式会社滋賀銀行 長浜支店長	新
	城 月 祐 子	一般財団法人近畿健康管理センター 専務理事	一般財団法人近畿健康管理センター 常務理事	新
	西 川 勝 之	レーク商事株式会社 取締役社長	株式会社滋賀銀行 常務取締役	新

※ 労働者委員1名欠員（令和6年12月31日現在）

なお、令和6年中の異動は次のとおりである。

令和6年1月1日付け就任：使用者委員 川西 民雄
 令和6年2月1日付け就任：労働者委員 榎並 典朗
 令和6年3月31日付け退任：使用者委員 北川 鉄樹
 令和6年3月31日付け退任：使用者委員 寺田 美弥子
 令和6年4月1日付け就任：使用者委員 城月 祐子
 令和6年4月1日付け就任：使用者委員 西川 勝之
 令和6年10月31日付け退任：労働者委員 池内 正博
 令和6年12月31日付け退任：公益委員 中岡 研二

4 あっせん員候補者

労働委員会では、労働関係調整法第10条および第11条の規定に基づき、学識経験を有する者で労働争議の解決につき援助を与えることができる者をあっせん員候補者としてあらかじめ委嘱している。あっせん員候補者の任期は、法律その他に定めがなく、委員改選後の最初の総会において、また、任期途中で委員の交替があった場合は新委員任命後の総会において、あっせん員候補者の委嘱および解任を決議し、決定することを慣例としている。労働委員会では、あっせん員候補者名簿を作成、常備しており、あっせんを行う際には、原則としてこの名簿の中から会長が公労使各1名をあっせん員に指名する。なお、平成13年8月から実施している個別の労使紛争のあっせんについても、この名簿の中から会長が公労使各1名をあっせん員に指名する。

滋賀県労働委員会あっせん員候補者名簿

(令和6年12月31日現在)

氏 名	現 職 等	委 嘱 年 月 日
吉 田 和 宏	弁 護 士 滋賀県労働委員会委員	平成13. 4. 2
土 井 裕 明	弁 護 士 滋賀県労働委員会委員	平成21. 4. 1
中 岡 研 二	特定社会保険労務士 滋賀県労働委員会委員	平成22. 11. 26
奥 田 香 子	近畿大学法学部教授 滋賀県労働委員会委員	平成23. 4. 1
中 睦	弁 護 士 滋賀県労働委員会委員	平成31. 4. 1
白 崎 直 樹	江若交通労働組合 執行委員長 滋賀県労働委員会委員	平成22. 11. 26
大 西 省 三	UAゼンセン滋賀県支部 支部長 滋賀県労働委員会委員	令和2. 4. 10
白 木 宏 司	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長 滋賀県労働委員会委員	令和2. 10. 9
榎 並 典 朗	ヤンマー労働組合 中央副執行委員長 滋賀県労働委員会委員	令和6. 2. 9
中 作 佳 正	株式会社ナカサク 代表取締役社長 滋賀県労働委員会委員	令和3. 4. 1
緒 方 章 宏	東レ株式会社滋賀事業場 事務部長 滋賀県労働委員会委員	令和5. 11. 13
川 西 民 雄	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事 滋賀県労働委員会委員	令和6. 1. 12
城 月 祐 子	一般財団法人近畿健康管理センター 専務理事 滋賀県労働委員会委員	令和6. 4. 12
西 川 勝 之	レーク商事株式会社 取締役社長 滋賀県労働委員会委員	令和6. 4. 12
草 川 佳 代	滋賀県労働委員会事務局長	令和6. 4. 12
森 俊 彦	滋賀県労働委員会事務局次長	平成30. 4. 13

5 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づき、労働委員会の事務を整理するために事務局が設置されており、局長以下の職員が配置されている。

事務局の分掌事務は次のとおりである。

- (1) 委員およびあっせん員候補者に関すること
- (2) 委員会の会議に関すること
- (3) 公印の管守に関すること
- (4) 職員の人事、給与、服務および福利厚生に関すること
- (5) 予算の経理および物品の出納保管に関すること
- (6) 滋賀県労働委員会訓令の制定改廃に関すること
- (7) 文書の収受、発送および保存に関すること
- (8) 関係資料の収集、整理および保管ならびに統計に関すること
- (9) 年報の編さん、刊行およびその他広報に関すること
- (10) 労働争議発生届および争議行為予告通知の受理に関すること
- (11) 労働争議のあっせん、調停および仲裁に関すること
- (12) 労働争議の実情調査に関すること
- (13) 調停委員会、仲裁委員会その他調整に関する委員会に関すること
- (14) 個別的労使紛争のあっせんに関すること
- (15) 公益委員会議その他審査に関する委員会に関すること
- (16) 労働組合の資格審査および証明に関すること
- (17) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定および告示に関すること
- (18) 不当労働行為に係る申立ての受理、審査および命令または決定に関すること
- (19) 不当労働行為に係る訴訟に関すること
- (20) 労働関係調整法第42条の規定による決議に関すること
- (21) 労働組合法第18条の規定による決議に関すること
- (22) 労働相談会および関係機関との連携に関すること
- (23) 労働委員会の活性化および研修・啓発に関すること
- (24) 関係機関への報告その他必要な連絡に関すること

滋賀県労働委員会事務局職員名簿

(令和6年12月31日現在)

職 名	氏 名	発令年月日
事 務 局 長	草 川 佳 代	令和6. 4. 1
次 長	森 俊 彦	平成30. 4. 1
副 主 幹	田 中 博	令和3. 4. 1
主 査	窪 田 大 輔	令和3. 4. 1
主 査	羽 山 裕 子	令和5. 4. 1
主 任 主 事	村 上 伊左武	令和6. 4. 1